

様式第 2 号

視察研修先	ぎょうせい e アカデミー (オンライン研修)	氏 名	渡 邊 賢 一
視察研修項目	著作権及び関連する権利等に関する基礎講座 ～自治体の職員として必要な著作権に関連する考え方～		
感想・所見など この講座の概要は、自治体職員、自治体議員にとって著作権は「知らないうちに違反してしまう」分野について、基本の考え方、よくある相談事例、実務での判断ポイントを短時間で押さえられる構成になっています。 著作権とは何か、創作的な表現を守る権利、文章、写真、イラスト、音楽、動画など、自治体業務でも日常的に扱うものが対象。著作権は自動的に発生し、登録や申請は不要。作った瞬間に権利が生まれるものです。自治体職員が特に注意すべきポイントとしては、自治体の業務では、知らないうちに権利侵害になるケースが多いと講座でも強調されています。 特に、広報誌・ホームページに掲載する写真で写っている人物の肖像権、写真の著作権の両方に注意しなければなりません。私たちの議会だよりの作成時にも注意が必要です。さらに、イベントで使う音楽や画像については、商用利用でなくても、権利者の許諾が必要な場合があること、他自治体議会の資料を引用する場合、引用のルール（主従関係、出典明記など）を満たす必要があります。 次に、関連する権利講座では著作権以外の権利、例えば商標権のロゴや商品名の無断使用に注意すべきこと、意匠権のデザインの保護、個人情報・肖像権等は写真や動画の取り扱いで特に重要であることを学んだ講座でした。 講師 弁護士（東京弁護士会） 石田 純 平成 20 年弁護士登録。その後都市型公設事務所での勤務、むつひまわり基金法律事務所の 2 代目所長などを経て、平成 29 年より令和 2 年まで茨城県稲敷市特定任期付職員として赴任、現在は、弁護士業務として多数の自治体からの依頼等を受ける傍ら、稲敷市法務審議官、江戸川区法務担当職員を務める。また、自治体業務に関する研修についても多数の自治体からのコンプライアンス、個人情報・情報公開、債権管理等に関する研修を担当している。			

様式第 2 号

視察研修先	ぎょうせい e アカデミー (オンライン研修)	氏 名	渡 邊 賢 一
視察研修項目	地方議員コンプライアンス講座		
感想・所見など 本講座の概要は、ハラスメントによる不祥事が大きな社会問題となっていますが、地方議会議員を取り巻く、政治生命に関わる多くの規律の基本を習得し、議員活動に活かしていくことを目的としています。この講座では、令和 3 年度施行「候補者男女均等法改正」にも触れ、新人議員だけでなく、経験豊富なベテラン議員にも必要とされる最新の規律を、具体的な事例を交えて解説されていました。 本市の議会議員政治倫理条例には、 (議員の責務) 第 2 条 議員は、寒河江市民（以下「市民」という。）の代表者として市政に携わる責務を深く自覚するとともに、議員としての良心と責任をもって、その品位を守り、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。 (政治倫理基準) 第 3 条 議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。(1)品位を損なう行為又は議員に対する市民の信頼を損なう行為をしないこと。(2)政治活動に関し、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄付等を受けないこと。(3)市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の個人、企業若しくは団体等のために有利な取り計らいをしないこと。(4)権限又は地位を利用し、市職員の人事に関して推薦、紹介等の行為又は市の公正な事務執行を妨げる働きかけを行わないこと。(5)いかなる場合であっても人権侵害などのおそれのある行為をしないこと。(6)常に市民全体の福祉向上を指針として行動し、その地位を利用して金品を授受しないこと。 2 議員は、前項に規定する政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その説明責任を果たさなければならない、と規定されており、この講座の最終的な目的は、様々なハラスメントを受けたり、与えたりしないように、最低限の規律を順守することが重要であると思いました。 講師 弁護士（東京弁護士会） 太田 雅幸 衆議院法制局において法制立案の職務に従事する傍ら、最高裁判所司法研修所で司法修習し弁護士登録。医療過誤訴訟事件その他の不法行為事件、債務不履行事件、家事事件、労働事件、行政事件を取り扱う。会社法務、訴訟実務のほか、各自治体で条例立案支援、契約実務支援、助言業務等にも従事。			

様式第 2 号

視察研修先	ぎょうせい e アカデミー (オンライン研修)	氏 名	渡 邊 賢 一
視察研修項目	地方議員政務活動費の基礎講座		
感想・所見など この講座の概要は、政務活動費の概観、政務活動費の基本的考え方、政務活動費の使途に関する留意事項、各経費の使途についての考え方、透明性の確保に向けての構成で具体例を紹介しながらわかりやすく解説されていました。 そもそも政務活動費は、議会活動のための公費であり、透明性と説明責任が強く求められる制度です。本講座は、「どこまでがOKで、どこからがNGか」を実務的に理解するのにちょうど良い内容になっています。 一方、政務活動費の返還事例は、住民監査請求や住民訴訟によって全国で多数発生しており、特に「議会活動との合理的関連性がない支出」「架空・不適切な領収書」「後援会・政党活動との混在」が典型的な返還理由です。 最新の裁判例・監査例をもとに、返還が命じられた代表的なパターンは、①町田市議（東京地裁 2024 年 2 月 29 日）返還額：1,007 万 5,032 円、対象年度：平成 26～29 年度 理由：使途基準に適合しない支出が多数認定 ②山形県議（山形地裁 2024 年 7 月 30 日）返還命令：遅延損害金 348 万 3,590 円、対象年度：平成 20～26 年度理由：政務活動費の使途に違法があると認定などがあり、特に注意が必要です。 本市でも、政務活動費の使途、政治倫理審査会、住民監査請求などの制度が整備されており、全国の返還事例は運用基準の整備や研修内容の参考になります。必要であれば、本市の条例に照らした「返還リスクのある使途」研修資料向けのまとめ、議員向けのチェックリストなども作成していくべきです。 講師 元全国都道府県議会議長会事務局次長 内田 一夫 全国都道府県議会議長会事務局に入局後、議事調査部副部長、議事調査部長、事務局次長を経て、退職。日本速記協会理事、都道府県議会制度研究会委員として活動の傍ら、全国で議員や議会事務局職員向けの講演を行っている。著書に「注解地方議会先例集」（共著）、「Q&A 議会人の危機管理」（共著）、「判例から学ぶ政務活動費の実務」（編著）などがある。			

様式第 2 号

視察研修先	ぎょうせい e アカデミー (オンライン研修)	氏 名	渡 邊 賢 一
視察研修項目	議会質問・議会答弁講座 ～住民にわかりやすい議論にむけて～		
感想・所見など 本講座の概要は、主権者は住民であるので、その住民にとって“わかりやすい議論”を展開するポイントについて事例を参考に考察しました。 各項目については、①質問する議員にとっての質問ポイントは？②答弁する職員にとっての答弁ポイントは？この 2 つの立場から考えていきました。 ポイントとしては、住民にわかりやすい議論とはどんなものなのか、議員・職員双方へアプローチをして、数値や具体例を織り交ぜながら積極的に追求していくことが重要です。 とかく長時間にわたり持論を語ったり、担当課に聞けばすぐわかることを引き延ばしたりして、議員が一体何を聞きたいのかわからなくなったりすることもあります。メリハリのあ一般質問にしていくために、どう展開していけばいいか大変参考になりました。 当然のことですが、議会質問の鉄則として、①質問の目的を明確にする。「何を明らかにしたいのか」「何を改善したいのか」を最初に定義する。目的が曖昧だと、質問が散漫になり、答弁もぼやける。執行部側に“答えやすい構造”を作ることが、結果的に議員の評価につながると思われます。②事実確認（ファクトチェック）を徹底する。誤った前提で質問すると、議会記録に誤情報が残る。執行部側に「その事実はありません」と返されると議論が止まる。③条例・要綱・過去答弁を必ず確認する。自治体ごとに制度の運用が異なる。過去の議会答弁と矛盾する質問は、執行部側に主導権を握られやすい。④単なる批判や指摘だけでは、議会としての価値が低い。「課題 → 原因 → 提案 → 効果」という流れが最も説得力がある。行政側も答弁しやすく、議会としての成果が残しやすい。⑤市民にどう伝わるかを意識する。議会質問は議場だけでなく、動画配信・議事録で市民に残る。市民が理解できる言葉で話すことが信頼につながる。政務活動費や倫理問題などは特に“説明責任”が問われる。 以上のことを講師の説明で深く学ぶことができた講座でした。 講師 中村 健 1971 年 徳島県池田町（現在の三好市）生まれ。 J R 四国社員を経て、1999 年、27 歳で徳島県川島町長に初当選。全国最年少の首長となる。町長を 2 期務めた後、2006 年に川島町を含む 4 町村が合併し吉野川市が発足するにあたり、地方自治の探求を目的に早稲田大学大学院公共経営研究科に入学。早稲田大学マニフェスト研究所で研究員を兼務しながら大学院を首席で修了。修士論文は大隈賞を受賞。現在は、早稲田大学マニフェスト研究所事務局長。早稲田大学政治経済学術院非常勤講師。一般社団法人地域経営推進センター代表理事等。 2017 年度より熊本市政策参与。2020 年度からは大正大学地域構想研究所特別研究員、その後、外部評価委員に就任。その他、長野県政策アドバイザー、厚木市外部評価委員、山陽小野田市議会アドバイザー、取手市議会デモテック・アドバイザー、大津市議会広報広聴検討委員会アドバイザー、高森町まちづくり人材育成アドバイザーなど自治体の行政・議会の双方の活動を多数支援中。			